

女性と防災に関する提言書

～2014 年度豊中市地域防災計画の改定へ向けて～

とよなか女性防災プロジェクト 2014

女性と防災を考える会

目次

1、はじめに	2
2、とよなか女性防災プロジェクト 2014 の実施概要図	3
3、なぜ女性視点が必要なのか 基本的な考え方	4
(1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基礎となる	4
(2) 「主体的な担い手」として女性を位置づける	4
(3) 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する	5
(4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する	5
(5) 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する	5
(6) 男女共同参画推進センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける	6
(7) 災害時要援護者への対応との連携に留意する	6
4、豊中市への要望～豊中市地域防災計画の改定および実施について	7
(1) 平時のそなえ・予防	7
(2) 発災時の対応	8
(3) 避難所運営、環境整備	8
5、男女共同参画推進センターの役割	10
(1) 平常時の役割	10
(2) 災害時の役割	10
6、市民としての取り組み	11
(1) わたしたちは、災害対応における市民の取り組みにおいて男女共同参画の視点が必要であることを確認し、地域で普及します	11
(2) わたしたちは女性がリーダーになるための仕組みを考え、実現します	11
(3) わたしたちは災害時に多様なニーズがあることを知っています	11
(4) わたしたちは「暴力の防止」と安心安全に全力をあげます	12
7、資料	
(1) 「女性と防災を考える会」委員アンケート	13
(2) 「女性視点で考える防災ワークショップ」参加者意見	16
8、女性と防災を考える会 委員名簿	18

1、はじめに

1995年1月17日の阪神・淡路大震災、豊中市は中南部を中心に大阪府内最大の被害を受けました。被害は、死者11人、重軽傷者約2千500人、住宅が全半壊した世帯は約1万6千に上りました。とりわけ、中南部に避難が集中して避難所も発災直後は66か所開設され、庄内の豊中市立第六中学校では約500人の市民が避難生活を送りました。豊中市ではいち早く災害対策本部を立ち上げるとともに多数の市民が支援活動に参加しました。

その後、2005年、国の第2次男女共同参画基本計画に「防災」があらたに盛り込まれ、2010年第3次計画でも柱の一つに位置付けられるなど、防災に男女共同参画の視点が必要であるという認識が徐々に浸透し始めました。とよなか男女共同参画推進センターすてっぷは、2011年3月11日の東日本大震災後、豊中市役所や市民団体とともに「とよなか女性防災プロジェクト2011」（内閣府男女共同参画局助成事業）を結成して、女性視点を大切にする防災への取り組みに第一歩を踏み出しました。2013年には、「とよなか女性防災プロジェクト2013～男女共同参画の視点で“もしも”にそなえる～」として、「地域防災リーダー養成プロジェクト」（特定非営利活動法人全国女性会館協議会助成金事業、東日本大震災女性支援ネットワーク協力）を実施しました。

第2回国連防災世界会議で策定された兵庫行動枠組みにおいても、「災害対策のすべてのプロセスに女性が参加することが災害に強いコミュニティをつくることにつながると提起され、「女性と防災」は大きなテーマになっています。

しかし国内の現状を見ると、災害サイクル（防災～復興）のあらゆる場面において、女性がリーダーシップを発揮しにくく、女性や要援護者など、多様な被災者の立場の要望が反映されにくい環境にあります。

そこで今回、私たち「とよなか女性防災プロジェクト2014」にもとづく「女性と防災を考える会」(※)は、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」はもとより、豊中市男女共同参画推進条例、地域自治推進条例、自治基本条例、市民公益活動推進条例、子ども健やか育み条例など、様々な市の条例の精神が生かされた防災であることをあらためて豊中市に強く意識していただくことを希望し、豊中市への要望、及びとよなか男女共同参画推進センターの位置づけ、役割について市民の意見をまとめて提言します。

あわせて、市民として取り組むべきことを確認し、提言書としてまとめました。

<本提言書における「女性の視点」「男女共同参画の視点」の防災とは>

男女共同参画とは、男女が共に個人として尊重され、あらゆる活動においても、とりわけ意思決定の場面に参画する機会を確保することを意味します。それは、さまざまなくらしの背景を持つ人々が、みな自分らしく生きることができる社会をつくっていくということそのものです。

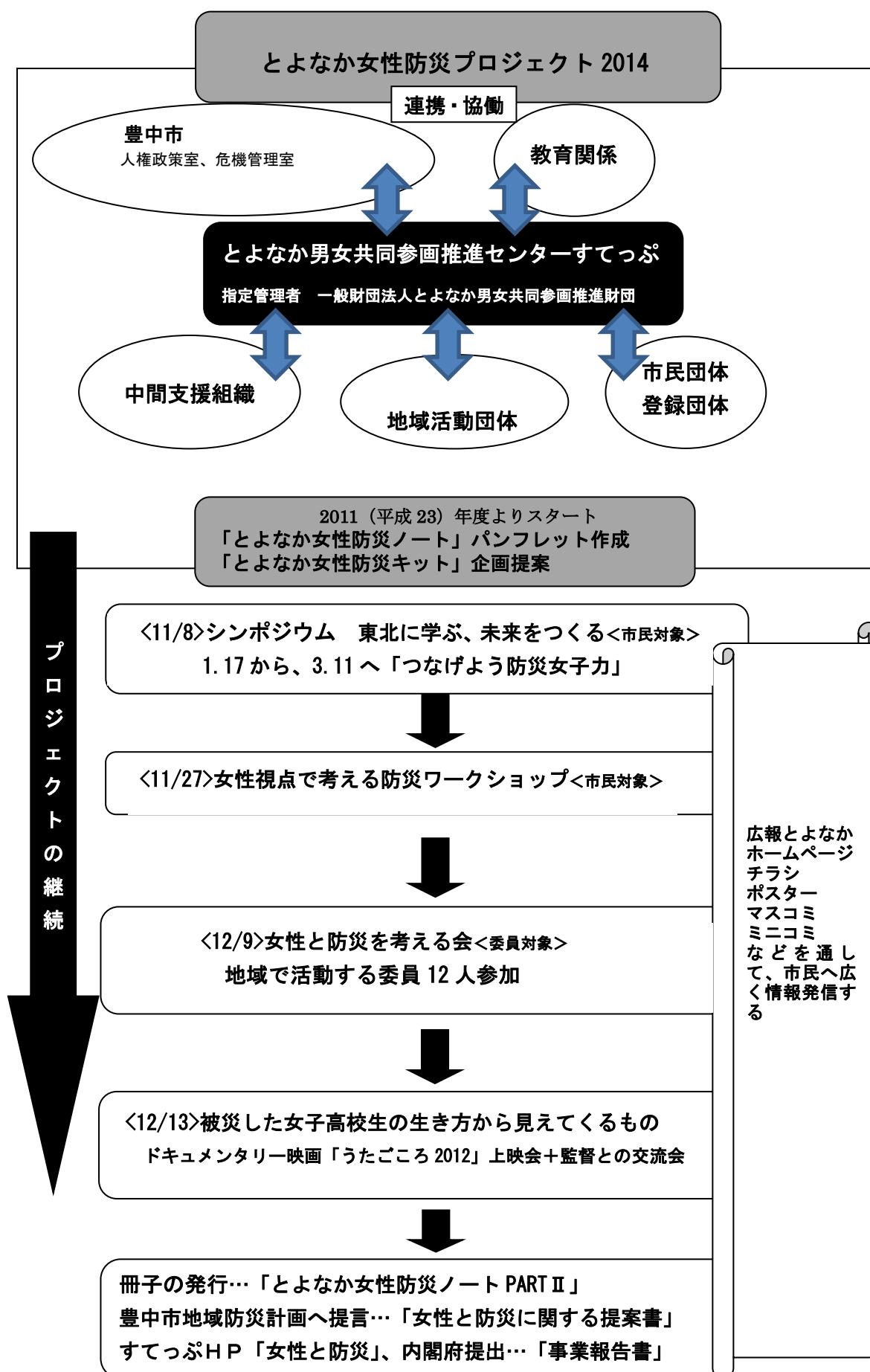
そして、防災対策・被災者支援は、多様な立場の市民の存在を前提に取り組みされる必要があります。したがって、地域防災に男女共同参画の視点を取り入れることは、被災者支援上、不可欠なのです。

特に、多様な立場の中でも人口の半分、要援護者の半分以上を占め、日常生活そのものや要援護者のケアにおいて重要な役割を果たしている女性たちが、防災政策の方針を決定する場や、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、リーダーシップを発揮できるよう、平常時から参画の機会をしっかりと確保しておくことが、決定的に重要である、との立場に立っています。

※市民参加で「とよなか女性防災プロジェクト2014 つなげよう防災女子力～東北に学ぶ、未来をつくる～」として「女性と防災を考える会」を立ち上げました。

2015年1月17日 「とよなか女性防災プロジェクト2014 女性と防災を考える会」

2、とよなか女性防災プロジェクト 2014 の実施概要図



3、なぜ女性視点が必要なのか 基本的な考え方

（１）平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基礎となる

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、持って男女が均等に政治的、経済的、社会的、および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（基本法第2条）です。それに向けて、現在もさまざまな分野で残されている性別による参画のかたよりをなくしていく取り組みが進められています。たとえば、労働の分野でも女性はパート・アルバイトなどの非正規雇用が6割を超えており、賃金も男性平均賃金を100とするとの女性は約7割にとどまっています。「女性は家庭、男性は仕事」という性別による役割分担意識も根強くあり、結婚や出産で仕事を退職する女性も約6割に上り、子育てや介護は女性が主として担っています。

さらに、「2020年にむけて指導的地位に占める女性の割合を3割にする」という国の目標もまだ達成されておらず、公共セクター、民間セクター問わず管理的立場の女性はなお少数です。たとえば、豊中市でも市役所の女性管理職は15.1%です。

仙台市男女共同参画推進センター館長の加藤志生子さんは、東日本大震災を経て、「日常の不平等が表面に噴出して、男女共同参画社会どころではないことがはっきりした」と語っています。日常の男女共同参画のかたよりが災害時には一層あらわになり、そのことが女性たちの（ひいては男性も）心身の負担を重くするのです。

ですから、普段から家庭でも地域でも職場でも性別によるかたよりがなくないかどうか、あればそれをどう変えていくのか、男女共同参画社会に向けたたゆまぬ努力が必要です。

一方で、女性も男性も市民として豊中市の地域防災計画や地域の防災の取り組みについて学び、仕組みづくりをはじめとして積極的に発言していくことが求められています。

（２）「主体的な担い手」として女性、そして若者や子どもを位置づける

東日本大震災においても救援活動、復旧・復興の担い手として、多くの女性が活躍してきました。しかし、意思決定の場への女性の参画はまだまだ少ないのが実情です。たとえば、全国の地方防災会議の女性委員の割合は、都道府県5.1%、政令指定都市10.0%（2012年）です。ちなみに豊中市では、2012年度に3人の女性委員が入って現在は6.9%です。また、全国の自治会長に占める女性の割合は、4.4%（2012年）です。豊中市では、504自治会のうち女性の会長は21%です。また、自治会を中心につくられている151の自主防災組織のうち、女性が代表者になっているのは20組織で13.2%です。

防災・復興に係る政策や方針の決定、事業実施のリーダーなどあらゆる場面で女性や若い人々の登場が求められています。そのためにも女性自身が学び、力をつけていく必要があります。あわせて、子どもたちも子どもの基本的人権を保障する「子どもの権利条約」で権利の主体として位置付けられているように、発言する主体、活動する主体、災害時には大きな力を発揮する行動する主体として尊重されなければなりません。

（３）災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する

地震など災害は、その地域に等しく被害をもたらします。しかし、災害を受け止める側の状況（性別、年齢、障害の有無、社会的立場など）によって被害の現れ方が大きく異なります。

東日本大震災でも、雇用状況や健康状況が男性に比べて女性の方が厳しくなっていることが分かっています（2012 年度版男女共同参画白書）し、相談活動からも女性の負担や女性に対する暴力が増加していることが指摘されています。震災直後から福島県郡山市で民間の立場から相談活動を立ち上げた NPO 法人ウイメンズスペースふくしまの丹羽麻子さんは、「嫁・母役割が強化され、一方では家族の安全を守るのはお母さんと言われてストレスがたまっていく。職を失い、貧困や居場所がなくなり喪失感に苦しむ女性も多い。一方で先の見えない不安は男性も同じで、それが DV となって女性に向かうケースが多発している」と語っています。

「災害時に男も女もない」と言われがちですが、災害を受け止める側の状況によって被害の現れ方が違うということを見据えて、災害時の困難を最小限にする取り組みが必要です。

（４）男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

避難生活においてもすべての人の人権が尊重されなくてはなりません。どのような状況にあっても人間としての尊厳や安全を守ることが重要です。

東日本大震災の避難所では、間仕切りや更衣室が無い場合、数ヶ月間、布団のなかで着替えてそこから仕事に出かけたこと、トイレの位置によって女性が入りにくかったことなどが報告されています。一方で障害者がいる家族は「まわりに迷惑をかけるから」と避難所に行けなかった事例もあります。

丹羽麻子さん（NPO 法人ウイメンズスペースふくしま）は、避難所のリーダーには人権感覚が求められることを指摘しています。郡山市の避難所ビッグパレットでは、女性たちの要望を受けて避難所開設後すぐに男性リーダーが女性専用スペースの設置を判断しました。避難生活において人権を尊重するためには、性別を問わず人権感覚のあるリーダー養成、そして、女性の運営への参画が求められています。

（５）民間と行政の協働により男女共同参画を推進する

災害対応において行政の責任が大きいことは言うまでもありません。また、それだけではなく住民、地縁団体、NPO、NGO、大学、企業、専門家など民間の力との連携が必要です。

しかし、災害時に急に連携をしようとしても難しいと考えられますので、日常的な連携が必要です。加藤志生子さん（仙台市男女共同参画推進センター館長）は、災害に備えるべきものは地域の「話し合える関係」だとして、具体的には「自分の意見を言える、それを聞いてくれる人がいる、正解は無くても話し合っており合いをつけられる、そんな風通しのいい地域づくりが災害に強いまちにつながっていく」と指摘しています。

豊中市では、「人権文化のまちづくり」が進められ、子ども、若い世代、高齢者、障害者、在日外国人等に関わる各組織や部署が連携、協力、協働してきた経験をいかすことが大切です。

すてっぷでは、「とよなか女性防災プロジェクト 2011」を東日本大震災から間もない時期に立ち上げて、豊中市内のさまざまな団体や市役所との連携を深めてきました。今回「とよなか女性防災プロジェクト 2014」も国際交流協会やとよなか人権文化まちづくり協会、市内の女性リーダ

一との連携を深め、女性が意思決定の場に参画できる地域をともにつくっていきます。

（６）男女共同参画推進センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける

男女共同参画の視点からの災害対応を円滑に進める上で、男女共同参画推進センターや男女共同参画担当部局の果たす役割は大きいので、あらかじめ予防、応急、復旧・復興の各段階において、施策の企画・立案に積極的に参画することができるよう、平常時および災害時における役割を明確にし、地域防災計画等にその役割を位置づけることが大切です。

丹羽麻子さん（NPO 法人ウイメンズスペースふくしま）は、福島県防災計画に位置づけられていなかったため避難所での相談活動を始めるために数ヶ月要したと語っています。災害時にすみやかに動くためには、計画に位置づけておく必要があります。

震災後に改訂をした仙台市地域防災計画では、基本方針のなかに男女共同参画の視点を次のように明確に位置付けています。

仙台市地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、男女のニーズの違いに対し十分配慮します。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、とすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきます。

（７）災害時要援護者への対応との連携に留意する

「災害時要援護者」とは、一般的に要介護高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などが挙げられています。避難行動や避難生活において特に支援を必要とする人びとをさしています。たとえば、外国人女性は外国人であり女性であるという二重に厳しい状況にあります。一方で「災害時要援護者」の介護や保育等を行っているのは女性が多く、医療・保険・福祉・保育等に係る専門職に女性が多いことから、そうした女性たちが被災者支援において政策や方針決定の過程に参画することが重要です。そうした視点も地域防災計画に含まれる必要があります。

一方で、NPO 政策研究所専務理事の相川康子さんは、“おひとりさま”や子どものいない家庭など地域社会とつながりが薄く、避難所が開設されても行きにくいと感じている人が増えていることを直視する必要性を指摘しています。避難所に行けない市民の支援、ボランティアの受け入れなど地域の災害支援センターとして活動できるよう避難所の機能を大胆に見直す必要もあります。

防災力を高めていくためには、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、“おひとりさま”など当事者を含めた多様な人びとの発信を受け止める柔軟な地域力と市民力が求められています。

※本書の P. 4～P. 6 3. なぜ女性視点が必要なのか 基本的な考え方（１）～（７）は、内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」を基本に作成。

4、豊中市への要望～豊中市地域防災計画の改定および実施について

豊中市は 1995 年の阪神・淡路大震災というそれまでにない大きな災害を経験し、そのとき行政、市民がどう対応したかの記録も残されています。その経験に基づく検証がいかされ「できたこと、まあまあできたこと、全くできなかったこと」そして「豊中市全体の特性、さらに各地域の特性」などが分析され、防災において独自の充実した取り組みがなされてきたと考えます。その分析の中で、男女共同参画の視点から、女性の行政職員の働きはどうだったのか、地域の市民による活動に関わる女性の活動はどうだったのかなどを掘り起こし、今後にかしていくことが求められます。

男女共同参画推進条例、地域自治推進条例、自治基本条例、市民公益活動推進条例、子ども健やか育み条例など、様々な条例の精神がいかされる防災であることを、行政は常に意識していただきたいと思います。行政、市民、企業との協働が防災においても尊重され「支援する側、される側」に分けるのではなく、被災した人も含めて市民力が発揮できる仕組みづくりが必要といえます。地域の特性をふまえてコミュニティ政策と結びつけ、社会的資源をいかし包括的な視点に立った持続可能な地域づくりのなかで防災も位置づけられるものです。また時間軸や災害規模、内容によって対応が異なることを意識した上での防災計画が求められます。

（１）事前のそなえ・予防

１）女性の参画を図る

- ①男女共同参画推進センターと連携し女性防災リーダーの育成を図る。また現在リーダーとして活動している女性たちの学習の場、連携の場をつくる。
- ②国が目標とする「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする」という数値を、防災会議の委員においてもめざす。防災会議の女性委員を増やし、意思決定の場への女性の参画を増やす。
- ③防災会議の委員として、子ども未来部（子ども支援）、人権文化部（女性支援、外国人支援）など、子ども、要援護者を支援する部署を入れる。
- ④地域で防災を担う人々を防災会議に入れ、防災会議を定期的を開催する。
- ⑤「女性と防災を考える会」を発展させ防災会議に女性部会をつくる。災害時の女性支援に取り組む市民団体、子育て中の保護者、市内の事業所で働く女性など多様な立場の女性たちによって会を構成し、防災計画全体を検討する。またこの提言書の内容が実施されているかチェック機能を持つ会とする。会の代表者は防災会議に出席する。
- ⑥危機管理室に女性職員を複数配置する。
- ⑦自主防災組織の役員に積極的に女性を登用するように働きかける。
- ⑧地域の防災組織に女性参加を呼び掛ける。
- ⑨女性が地域の防災活動に参画しやすいように、保育、介護の支援体制を整える。
- ⑩「豊中市避難所運営ガイドライン」「防災ガイド」などに、「女性の参画」に関する記載を入れる。

２）学習啓発

- ①「女性と防災」の学びの場として男女共同参画推進センターと連携し、市民向け講座、職員向け研修を実施する。また女性リーダー育成のための講座を実施する。
- ②地域防災で活動する女性たちを取り上げた事例集をつくり、防災講座等に活用していく。

3) 物資、避難訓練

- ①防災訓練のなかで固定的な性別役割分担にとらわれない（「調理は女性」など特定の性別に特定の仕事がかたよらない）ように働きかける。
- ②男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、備蓄する。
- ③在宅避難者への物資、情報提供についても規定する。

4) 災害時要援護者への支援と参画の推進

- ①防災組織単位での避難所運営マニュアル作成を進め、女性の視点、災害時要援護者の視点を入れるように働きかける。
- ②災害時要援護者に関係する市役所の部署、中間支援組織、地域、市民との連携を図り、災害時要援護者の支援の仕組みをつくる。当事者や家族も参加できる仕組みをつくる。
- ③少子高齢化も進み、豊中市では世帯の約 1/3 が一人世帯である。多様化する世帯構成（高齢シングル、若年シングル、シングルマザー…）に対応した防災対策に取り組む。
- ④災害時要援護者専用のマニュアルを作成する。

5) 男女共同参画推進センターの位置づけ

- ①平常時及び災害時における男女共同参画担当部局、男女共同参画推進センターの役割を地域防災計画に明確に位置付ける。男女共同参画推進センターを女性支援の拠点とする。

(2) 発災時の対応

- ①災害対策本部応急対策に係る政策・方針決定過程に男女共同参画を推進するために災害対策本部の構成員に女性職員を配置する
- ②災害対策本部の構成員として、あらかじめ女性が就くことの多い男女共同参画担当の長や行政保健師の代表、保育所長等を指定することも考えられる。
- ③帰宅困難者対応として協定等を締結した施設へ、女性スペースを設置するよう要請する。

(3) 避難所運営、環境整備

1) 避難所開設、運営

- ①避難所の運営員会のリーダーには男女両方を配置し、男女両方のニーズにそった運営をする。女性リーダーが全リーダーの3割以上の人数になることを目標にする。
- ②固定的な性別役割分担にとらわれない（「リーダーは男性」「調理は女性」など特定の性別に特定の仕事がかたよらない）ように役割を分担する。
- ③女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等、多様な人の意見を取り入れ、避難所での生活ルールをつくる。
- ④避難者名簿には、男女の状況を把握するために、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護の必要）、外部からの問い合わせに対する情報の公開・非公開等を記載する。
- ⑤避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある人がいる場合は、居場所が知られないように個人情報の管理を徹底する。

2) 物資

- ①女性専用の物資（下着、生理用品など）は、女性が配布し、女性専用スペースや女性トイレに常備する。
- ②避難所生活が長期化する場合、男女のニーズのちがい、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズ、声をあげにくい人のニーズを把握するために、ニーズ調査や意見箱設置等の工夫をする。
- ③避難所に来ていない被災者や指定避難所以外に避難している被災者に対しても、物資を提供する。

3) 環境

- ①男女別にトイレ、物干し場、更衣室、休憩スペースを設ける。授乳室を設ける。
- ②トイレ設置にあたり、仮設トイレは女性トイレの数を多めにする。通常男性専用トイレを女性専用トイレに転用し女性トイレの数を増やす（女性用3：男性用1がめやす）。女性トイレは夜間に危険の低い場所に設置する。ユニバーサルデザインのトイレも設置する。
- ③女性専用スペース、乳幼児連れ、単身女性や女性のみの世帯のエリア、部屋を設定する。授乳室をつくる。
- ④相談窓口をつくり、女性専用相談室を設置する。
- ⑤妊産婦、乳幼児等の健康に配慮し、感染病予防対策をはじめ衛生的な環境を確保する。休養スペースをつくり食事や保温等の生活面を配慮する。医療、保健、福祉等の専門家と連携し個別の状況に対応する。

4) 安心安全

- ①避難所に専門相談員による「要援護者相談」コーナーを設置し、子連れ、高齢者、障害者、外国人をはじめとした要援護者からの相談を受け、状況に応じ支援する。
- ②女性や子どもへの暴力を防止するため、トイレ、更衣室、入浴設備の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけ安全に配慮する。就寝場所や女性専用スペースを巡回警備したり、防犯ブザーを配布する。
- ③女性や子どもへの暴力防止に関する基本的な考え方を広報する。被害を防止するための注意点、被害への相談窓口、対応などを知らせていく。
- ④避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある人がいる場合は、居場所が知られないように個人情報の管理を徹底する。あらかじめ警察、女性センター等に相談しておく。
- ⑤食事、住環境などにおいてアレルギー対策を立てる。
- ⑥福祉避難所についても男女共同参画の視点に配慮して開設する。
- ⑦他県にある原発に危機的状況が生じるなどの重大な災害が生じる場合も想定し、原子力災害についてのマニュアルを作成する。妊産婦、乳幼児、子ども、青少年層を優先的に配慮した対策を行う。
- ⑧災害時のトラウマから被災者が立ち上がっていくうえで、必要な心理的ケアを実施できる専門家の配置が必要である。とりわけ女性、子ども、要援護者へのニーズに配慮することが必要である。

5、男女共同参画推進センターの役割

男女共同参画推進センターすてっぷは、日頃から女性の就労支援、相談事業、暴力防止、子育て世代の支援等に取り組んでいます。災害時に厳しい状況に置かれる女性、子ども、高齢者等の課題を考えることで、誰もが安心、安全に暮らせる社会をめざしています。もし、災害が起こっても、それに対処できるだけの生きる力を養っておくこと、女性や高齢者を支援の対象としてだけでなく、防災の担い手として位置づけることが一人ひとりのエンパワメントへとつながります。ともに考え、ともに生きる。わたしたちは男女共同参画への取り組みすべてが、防災へとつながっていると考えます。

第2次豊中市男女共同参画計画において、すてっぷは「女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する」と位置付けられています。

豊中市地域防災計画においても、基本方針で男女共同参画の視点の重要性を位置づけることが必要です。同時に、男女共同参画推進センターと男女共同参画担当部局が、平常時及び災害時に果たす役割を明確にし、予防、応急、復旧・復興の各段階において、施策の企画・立案に積極的に参画していけるよう、地域防災計画にその役割が位置付けられることが大切です。

（１）平常時の役割

- ①講座、ワークショップ等による「女性と防災」の啓発活動。あわせて、他組織と協働して外国人市民や子育て世代、学生などと共に学び、課題を発見していく。
- ②危機管理室、コミュニティ政策室など担当部局と連携し、地域の女性リーダー養成講座を実施。
- ③豊中市地域防災会議へ出席し、男女共同参画の視点から地域防災計画や施策の検討、情報交換等。
- ④全国の男女共同参画推進センターとのネットワーク形成。
- ⑤「災害と女性」をテーマに情報収集、提供活動。地域での「女性と防災の取り組み」に関する事例、情報を収集。

（２）災害時の役割

- ①女性のこころと身体健康、暴力、ハラスメント、就労に対応する相談窓口の開設。
- ②地域での相談窓口開設のためにコーディネート。
- ③男女共同参画の視点に立って情報提供、広報活動の中心として活動する。
- ④女性支援のためのボランティア、NPO、他の男女共同参画推進センターの受け入れ、活動支援のハブとして活動する。
- ⑤地域の中間支援組織や避難所と連携して、地域の救援センター機能の一角を担い避難所に来ていない人への支援（妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人のいる家庭など）。

6、市民としての取り組み

防災上の行政の責任の大きさは言うまでもありませんが、大規模災害時は行政による対応にも限界があります。市民が平常時から「自助・共助・近助（所）」の視点で誰もが対等な立場で発言できる環境をつくる必要があります。豊中市は各分野で女性の市民活動が活発ですが、わたしたちは平常時から防災の視点、まちづくり全体の視点からあらゆる機会に参加し、発言する主体となります。また、市内ではすでに先進的な取り組みをしている地域が多数あり、その経験を広めていく必要があります。

（１）わたしたちは、災害対応における市民の取り組みにおいて男女共同参画の視点が必要であることを確認し、地域で普及します

わたしたちは、すでに自治会や女性防火クラブ、自主防災組織、市民活動などで積極的に活動をしています。しかし、一方で自治会がない地域もあり、また、多様な「おひとりさま」の増加で地域につながりを持てない市民が増えていることも見据える必要があります。

そして、防災を他人ごととして考えるのではなく、だれもが地域へ親しみや帰属感を持ち、災害に備える地域をつくるうえで、わたしたちは役割を果たします。

- ①普段から地域社会の運営を男女共同で実施し、お互いに助けあえる関係をつくっておく。
- ②できるかぎり地域の方々とコミュニケーションを取る。（自治会、公民分館、PTA など）
- ③自主防災組織がまだ組織化されていないところもあるが、いざという時にそなえてのマニュアル化を男女含めて意見交換を進める。
- ④子どもに関わる活動、高齢者に関わる活動、音楽や他の芸術に関わる活動等、日頃の活動の中で災害時どう動くかも自主的に考える。
- ⑤支援活動経験を通して受援力を高めるため、他地域の災害の被災者支援にも積極的に関わる。

（２）わたしたちは女性や若者がより多くリーダーになるための環境整備を実現します

わたしたちは災害対応に女性が大きな役割を果たすことを知っています。ですから、女性のニーズを踏まえて意思決定の場に参画し、積極的に発言をすることが必要です。災害予防、発生直後、応急対応（避難生活）、復旧・復興の各段階で意思決定へ参画することが大切です。

しかし、根強く残る「男女の役割分担意識」や、社会が女性の力をしっかりと認識していないことから、地域でも女性のリーダーは十分にその力を発揮できているとは言えません。

- ①女性がリーダーとなるための仕組みや環境を、行政や地域に働きかけながらつくっていく。
- ②小学生・中学生・高校生が防災の取り組みに参加できるようにサポートし、若い力を育てる。
- ③女性も防災面でのスキルアップを図る。（いろいろな情報を得て学習しておく）
- ④男女共同参画推進センターと協力する。

（３）わたしたちは災害時に多様なニーズがあることを、より深く認識し、自助・共助・近助（所）活動にいかします。

わたしたちは男女で異なるニーズがあることや妊産婦、乳幼児、乳幼児を抱えた保護者、介護世帯、障害者、外国人、アレルギー対応など「特別な配慮」を要する人々が地域に暮らしていることを知っています。また、暴力に苦しむ女性が身近に暮らしていることも知っています。ですから、ふだんから地域の多様な声やニーズを理解し合う関係づくりを進めていきます。

- ①積極的に発言する主体となり、女性の視点のあるマニュアル作りに力を発揮する。
- ②高齢者、子ども、障害者、外国人などの個別マニュアル作成に協力する。

（４）わたしたちは災害時の「暴力の防止」と安全・安心の実現に全力をあげます

いかなる状況であろうとも一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要です。外国人や障害者などマイノリティ市民が被災時により大きな影響を受けることや排除が強まることも懸念されます。豊中の場合はすでに阪神大震災の時、市民が中心となって、国際交流センターを拠点として、外国人被災者のための活動を展開した実績があり、その経験を踏まえて取り組みます。

- ①日頃から人権感覚を養い、暴力や排除に対しては毅然として「ノー」と言える雰囲気をつくっていきます。そのような人権感覚のあるリーダーを養成することを豊中市に要望する。
- ②「言葉の壁、心の壁、制度の壁」の３つの壁があるといわれる外国人女性や障害者女性など二重・三重の困難を持つ女性の防災や被災の影響を考え、行政に対して対策を求めるとともに市民の立場でも行動する。

7、資料

(1)「女性と防災を考える会」委員アンケート

<行政への要望>

- ・豊中市においては「地域自治組織」を推進されているが、現実に至っている地域はまだわずかのようだ。かたちはちがっていても地域の各種団体が連携できているところもあり、一度実態を把握してみてはいかがだろうか。(身近なつながりが大切だと思うので)
- ・各地域での防災訓練、セミナー、出前講座を積極的に取り組んでもらいたい。
- ・外国人の掌握をお願いしたい。
- ・今回こそ防災計画の基本理念に、男女共同参画の考え方をに入れて欲しい。そのためにすてっぷを拠点にスキルを高められるよう危機管理の場に女性を増やし、決定の場に女性が参画できるように提案したい。
- ・想定外の災害に対して住民の命を守るための概要をマニュアルづくりのとき明記して欲しい。
- ・近くの原因の事故にそなえ、琵琶湖の水が汚染されたときに、若い人たちや乳児などの避難所の確保など、具体的に示した市民を守るための地図などを作成すべきと思う。
- ・朝、昼、夜なども想定した訓練も必要なのでは。
- ・いろんな場面を想定し平時にそなえられるよう危機管理に女性の視点でものを考えられる人を配置して欲しい。
- ・誰が見てもわかるように「防災早わかり手帳」などつくって欲しい。
- ・自家発電の確保、飲料水の確保に努力して欲しい。
- ・災害対応において女性の果たす役割は大きいので、意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進できるように、様々な場としての活躍を推進できるように、様々は場を提供して欲しい。(防災会議への参加など)
- ・避難所へのルートを表す案内板の設置。
- ・女性のみ子供を産むことができます。女性は「命」を守ることの大切さを誰よりも心得ています。人の命を守る防災計画には女性の考えを反映することは、必然・不可欠だと思います。
- ・男女共同参画推進条例、地域自治推進条例、自治基本条例、市民公益活動推進条例、子ども健やか育み条例等、様々な条例の精神が生かされる防災であることを、行政は常に意識してもらいたい。行政、市民、企業との協働が防災においても尊重され、「支援する側、される側」に分けられないようにして欲しい。なかでも被災した人も含めて市民力が発揮できる仕組みが必要である。
- ・行政組織が壊滅的な状態になる場合や他県にある原因に危機的状況が生じる等の重大な災害が生じる場合も想定しておく必要があると思う。
- ・1日か2日で帰宅できる場合もあれば、大勢の人が長期に避難所生活を強いられる場合、仮設住宅などで生活せざるを得ない場合等、時間軸や災害規模・内容によって対応が異なることを意識した上での防災計画が求められる。
- ・災害時でも個人情報保護が優先されて、早く適切に被災者の救済がなされない、ということがないようにしておく必要がある。
- ・豊中市は1996年の阪神大震災のそれまでにない大きな経験をした。行政がどう対応したかの冊子も作成されたと記憶している。その経験に基づく検証が十分生かされて、できたこと、まあまあできたこと、全くできなかったことなどの分析がされ、豊中市全体の特性、さらに各地域の特性が分析され、独自の充実した取り組み施策がなされているものと期待する。その分析の

中で、男女共同参画の視点から、女性の行政職員の働きはどうだったのか、地域の市民による活動に関わる女性の活動はどうだったのか等を掘り起こし、今後にいかすことを期待する。

- ・内閣府の取り組み指針には、防災計画作成等に「女性の3割以上の参画を目標にする」とあるが、地域をよく知る生活者の視点に基づいた女性の視点は、欠かせないので、「3割以上を目標にする」ではなく、「目標以上を達成する」にしていきたい。現に豊中の市民活動では若い世代も含めて女性の活躍は目覚ましいのでそれを実現することが可能だと思う。
- ・生活者の視点に立つと、男女共同参画の視点は大変重要であることはもちろんであるが、子ども、若い世代、高齢者、障害者、在住外国人等に関わる各組織や部署が、平素から連携、協力、協働して、防災計画を位置付けないと、縦割りで動きにくいという弊害を生み出す危険がある。ぜひ各分野の連携や協働の視点を盛り込んで欲しい。従って、男女共同参画推進センター、国際交流センター、学校、公民館、体育館、図書館等々の施設を有効に活用して日頃からの連携協力を活発にする視点を入れて欲しい。具体的な、様々なワークショップや、小さな図書館、健康維持のための身体活動など、できることのリストアップをし、実施体制等を平素から市民との話し合いを希望する。
- ・市民に広く知られるよう、女性防災ノートや政策提言作成後のPRを工夫して欲しい。地域内等での防災会議への参画に、もっと女性を入れるべきである。
- ・ようやく女性の活動、活躍を見られるまでになってきたが男性に比べるとまだ一部である。見直してほしい
- ・行政の方では、男女共同参画推進への企画、参画の機会をもっと増やしてほしい。
- ・防災に関しては、なぜか遅れているので、いざという時は男性には無い部分の、女子力（人への優しさ、思いやりなど）があるのでそれを発揮してもらいたい。
- ・男女共同参画という言葉は、まだまだ浸透していないと思うので各市町村においては、各部所で訴えるべきだと思う。
- ・市民力の向上から、やがては防災のシステム化へと繋げる。

＜男女共同参画推進センターへの要望＞

- ・防災に関する講座を2～3か月に1回程度実施して欲しい。
- ・防災意識を高めるためにもたくさんの市民を対象にリーダー育成講座をして欲しい。想定外についても実践しながら認識を深め「命」を守る行動がとれるように春夏秋冬に1度実施して欲しい。
- ・男女共同参画の視点から災害対策について市民参加型の学習を実施して、多様な市民が自分で考える機会をつくって欲しい。
- ・「女性だから、女性だから」を強調するのではなく、人の命を守る女性ならではの女性防災リーダーに必要な資源・知識等を学べる講座を希望します。
- ・女性防災リーダーの育成講座を実施する。
- ・女性視点で考える防災ワークショップを毎年実施する。
- ・他組織と共催で、外国人を対象に女性視点を含んだ防災ワークショップを実施し、防災の重要性を知らせるとともに、何が課題となるか把握する機会としていく。
- ・他組織と共催で、子育て中の世代を対象に、女性視点を含んだ防災ワークショップを実施し、防災の重要性を知らせるとともに、何が課題となるか把握する機会とする。
- ・人ごととして考えている人が多すぎるので、まずは家庭、家族の中から広げていく。
- ・各地域での防災訓練などに関しての情報伝達、啓発を定期的に行う（継続は力なり）。

- ・リーダーの育成のために養成講座を企画、検討。

＜市民ができること＞

- ・防災訓練、セミナーなど積極的に参加する。
- ・できるかぎり地域の方々とニケーションを取る。（自治会、公民分館、PTA など）
- ・地域の避難場所を確認しておく。
- ・家族でどこに避難するか話し合っておく。（仕事に出かけている夫、子ども）
- ・防災バッグなどの確認。（食事は3日分程度確保する）
- ・女性視点のある避難所マニュアルをつくる。
- ・普段から地域社会の運営を男女共同で実施し、お互いに助けあえる関係をつくっておく。
- ・女性も防災面でのスキルアップを図る。（いろいろな情報を得て学習しておく）
- ・刀根山避難所にマニュアルを作りました。今後は要介護者（高齢者・こども・体の不自由な人・外国の人等々）のマニュアル作成を考えています。助言よろしくお願いします。
- ・豊中は、各分野において女性の市民活動が活発なところである。平素から分野を超えてまちづくりに参加し、防災の視点からも、市民として何ができるかを考え話し合う機会に参加し、意見を言う主体となり、女性の視点のあるマニュアル作りに力を発揮していく。
- ・阪神大震災の時、図書館に関わる市民活動団体が、避難所に絵本の読み聞かせや、紙芝居をしにいったりしたように、地域における市民力の発揮ができることが大切だ。子どもに関わる活動、高齢者に関わる活動、音楽や他の芸術に関わる活動等、日頃の活動の中で災害時どう動くかも自主的に考えることが必要である。
- ・内閣府の取組指針には、外国人市民の防災や被災に関する記述がほとんどない。しかし、実際には外国人市民（住民）の被災はかなり深刻な事態となることが多いと思う。いわゆる、言葉の壁、心の壁、制度の壁の3つの壁があるからだ。特に外国人女性の視点となるとなきに等しい状況だと思われる。豊中の場合はずでに阪神大震災の時、市民が中心となって、国際交流センターを拠点として、他市の市民活動団体につないだり、住居の斡旋等、外国人被災者のための活動を展開した実績がある。国際交流相談事業があり、女性のための相談事業を展開している豊中なので外国人女性市民への防災や被災に関する記述を入れてもらいたい。
- ・自主防災組織がまだ組織化されていないところもあるが、いざという時に備えてマニュアル化を男女含めて意見交換を進めてほしい。
- ・多くの人たちへの呼びかけをして関心をもってもらう方向へ。
- ・避難場所では、女性への期待される部分が多い筈だから平常時から、知識など持ち合わせておくこと。
- ・地域において、身近に動くことができる人（男女）の活用。
- ・地域の特性をいかす。

7、資料 （2）女性視点で考える防災ワークショップで出された意見 「大切だ、取り組む必要がある」と思ったこと

	意思決定への参画とエンパワメント		多様なニーズへの対応		暴力防止・安全
			男女別のニーズ	特別な配慮を要する人 (妊産婦・乳児・障がい者・外国人)	
事前のそなえ・予防	＜学習＞ ・普段より情報収集 ・防災意識の向上 ・日常的に防災に取り組む ＜女性の参画＞ ・市の危機管理室にも女性が1／3が必要 ・自治会組織への女性の参画 ・対策会議などの女性の参加 ・女性の向上（社会から） ・社会そのものが女性の力をしっかり認識することの重要性 ・女性の働き自主防災に ・各年代リーダーからの意見 ・リーダーの選出 ・女性リーダーが主体的にかかわる ・リーダーになることを恐れない女性自身 ＜訓練、備蓄＞ ・防災に対する普段からの訓練必要 ・防災マップの充実、防災グッズの確保 ・自宅で必要なものの備蓄 ・炊き出しも年に一度、男女ともに学んでいく	＜連携、地域＞ ・自助・共助・公助 ・自治体などへの連携 ・近助（向こう三軒両隣、近所） この徹底が早い救急につながる ・自治会、校区の共助 ・地域住民とのコミュニケーション（発言できる環境） ・地域での人のつながり（しかし自治会が消滅している） ・近所の人とのつながり ・マンション内の住民名簿の作成と交流 ・マンション内の女性の視点を全メンバーの共通認識とする作業 ・マンション内の防災対策と危機管理の学習会 ・マンション内のお互いの思いを知る（能力・力・弱点 必要性を知る） ＜要援護者＞ ・障害者、マイノリティの意見をもっと聞く ・防災訓練の中に必ずマイノリティの視点を入れる ・中学生からの防災教育	・生きる環境が命にかかわる ・男性の意識不足 ・性別役割分担そのものを考え直す（なくしていく） ・男女協同協力を考える ・DVに対する認識の違い ・災害時の役割分担 ・日頃から女性が生活に根差した感覚を活かせる環境づくり	・弱者の把握 ・要介護者、要支援者などのリストアップ ・家族の居場所の確認 ・援助が必要な人を皆が知っておく ・必要なものの支援は？ ・避難所の再確認	・被ばく対策、被ばくを避ける計画 ・放射能対策ぜひとも必要 ・声を出さないといけない ・避難所への案内板設置（国共有） ・平時における災害対策の重要性 ・災害時には男性も追い詰められている
発災時	・正確な情報を流す ・状態の把握 ・発災時のマニュアル（実働方法）が必要 ・プライバシーの確保	・人をあてにしないで自分が動く ・女性のリーダーが複数（できれば30％）いること ・固定的性別役割の概念の教育指導を常時 ・自助・共助・近所（自分が生きる）	・プライバシーの空間はとれる？ ・女性リーダーの不足 ・性犯罪の予防 ・役割の固定 ・役割分担（自分ができることを積極的にする）	・個人に対する公平さ ・支援物資の質	・豊中市危機管理室の参加
避難所運営・避難生活	・女性リーダーの存在、自らも申し出る（リーダーがいるいないで天国にも地獄にもなる） ・疲れたらパスすることも必要 ・日頃の交流をいかす ・プライバシーの確保 ・避難所運営の実体験をいかす ・物資配布の際の配慮 ・食事の分配 ・避難所の在留期間	・災害弱者の代弁者 ・お互いを思いやる気持ち ・その後のあつれきとして残らないように	・避難所の仕切りに女性が声を出す ・役割分担の固定概念 ・（避難所）共同保育、共同介護ができれば ・避難所を仕切り男女更衣室、トイレ等分けて通路を作る ・在宅の避難者への食糧配布	・「弱者」への配慮 ・市で支援物資の備蓄ができているか？ ・アレルギー対応（乳児だけではなく） ・医療設置に対する区分の要望性 ・介護世帯の支援 ・保育をどうするか？ ・車いすの人や外国人のケア（要介護者） ・障がい者支援の場 ・子ども、赤ちゃんのいる人、場所を分けて過ごせるように ・災害時に備えて水や衛生用品を備蓄しておかなければならない ・避難所の役割分担をして色々な人が活躍できる仕組み ・自分が大丈夫なら周りの人を助ける ・車いすとかが避難しやすい場所がほしい	・防犯対策（実際には特に夜間） ・知らない人と災害時に信頼関係が つくれるか？ ・困ったことは黙っていないで周 りの人に伝える ・避難所の明記（もっと解りやすく 見やすくしてほしい） ・女性を一人で行動させないように すること ・避難所生活の中でのプライバシー の確保 ・市の役割と市民の役割

※このワークショップは「減災と男女共同参画 研修推進センター」の枠組みにそって実施しています。

7. 資料 (2)女性視点で考える防災ワークショップで出された意見(その他)

I 全体にかかわること

- ・自助⇒共助⇒公助の周知必要性！
- ・協働の論理を避難所で活かすこと、できることをそれぞれもってる
- ・女性がリーダーになる難しさを解明して、対策を立てる
- ・1995の震災の経験を活かすことができる豊中市の強みを発揮できるか？
- ・福島事故によって母子避難⇒家族崩壊・離婚や避難後もどれないなど、事故後の避難計画などを考えていなくてどうするのか？と思う。少なくとも他の自然災害と同様パンフに載せてもらいたい
- ・福島事故以前の防災の考え方、対処と事故経験後の今が同じであってはならない。事故をいかに教訓とするかが問われている。(が、ほとんどの自治体は何も変更していないのではないか)
- ・若い人たちがどう参加できるか？
- ・一方的に支援する人、される人を安易に分けない、両方サポート
- ・地域力の強化
- ・地域のつながり
- ・私は災害が起きたらお先にどうぞと若い子どもたちを助けたい
- ・大人・小人・男性・女性全員の意識改革
- ・やさしい日本語／多言語での発信

II 男女共同参画センターの役割

- ・センターの役割(女性が参画できていなかったり困ったときに相談できる中核にセンターがなり、各避難所で共有できる内容のことはセンターが全体へ伝達できるような役割を担ってほしいです)
- ・男女共同参画に期待

III 予防・しくみづくり

- ・町ぐるみで市民同士が支えあう仕組みボランティアをコーディネートする人
- ・避難所、相談しやすい仕組みづくり
- ・学習できる環境づくり(居場所大人から小人まで)
- ・自分の住んでいる所を皆で知るマップ作り
- ・隣近所の状況把握
- ・独居の方へのアプローチ(日頃の、災害時の)
- ・災害時の心得
- ・避難所に行く行かないで地域に亀裂が生じる可能性を減らす手立てを立てる
- ・避難所の見直し
- ・避難所避難者と在宅避難者との支援方法(支援物資の方法)
- ・自宅避難の方への配慮
- ・どこに避難所があるか？
- ・避難場所の地域別設定
- ・平時のリサーチの重要性、個人情報をこえて
- ・学校トイレの洋式化
- ・平時の組織強化
- ・自主防災をもっと頑張って地域でやっていきたい
- ・自主防災の強化
- ・自主防災の組織はよくわからない
- ・防災の研修会を年に何回かやってほしい
- ・学校や地域に出かけ、出前講習・講座を進んでやってほしい
- ・個人の備えの必要性

IV 発災～避難所

- ・支援物資を全体に配る
- ・トイレ(日頃からの意識が大切)
- ・災害時のトイレの問題
- ・音楽などの力を借りる雰囲気づくりコーディネート
- ・異年齢の子どもたちの遊び、遊びリーダーがいるといいな
- ・リーダーとなる人・情報を集中させる
- ・宗教的配慮(食べ物・礼拝場所)

8、「女性と防災を考える会」委員名簿

団体名	氏名
一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会 事務局員	酒井留美
NPO 法人とよなか市民活動ネットきずな 副代表理事	鵜川まき
公益財団法人とよなか国際交流協会 事業主任	山根絵美
校区福社会庄内校区福祉委員会 会長	松本多恵子
男女共同参画社会をつくる豊中連絡会 会員(すてっぷ登録団体)	坂本保子
豊中市公民分館協議会 副会長	渡辺美代子
豊中市自主防災活動団体連絡会議 副代表幹事	仲峰子
豊中市地域教育協議会連絡会 会長	伴野多鶴子
豊中市 PTA 連合協議会母親委員会 会長	土田きくか
豊中市婦人団体連絡協議会 会長	久山信子
豊中女性防火クラブ連絡協議会 会長	井関雅子
朗読人ひまわり 代表(すてっぷ登録団体)	石浜繁子

助言 浅野幸子（早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員）

事務局 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

発行

2015年(平成27)1月9日

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

指定管理者 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町 1-1-1-501

TEL.06-6844-9773 FAX.06-6844-9706

<http://www.toyonaka-step.jp/>

内閣府 平成26年度地域防災における男女共同参画の推進事業